

里親って何をするの？

サポートが必要な子ども達に

安心で安全な生活

成長の手助け

帰れる場所

を提供します。



里親登録の流れ

- ①児童相談所の面談 下記に記載の児童相談所までお問い合わせください。
- ②里親研修の受講 講義と実習があります。新たな気づきがあるかもしれません。
- ③申請書類の提出 里親希望者に関する書類を児童相談所へ提出。
- ④家庭訪問等調査 児童相談所の職員が里親希望者の家庭へ訪問し、面談を行います。
- ⑤審査・認定・登録 社会福祉審議会という会議で審議の上で、認定・登録されます。

里親になりたい（児童相談所）

奈良市子どもセンター

〒630-8031 奈良市柏木町 263-2

TEL 0742-93-6595

OPEN 平日（月～金）9～17時

奈良市民対象の
児童相談所です。



奈良県中央こども家庭相談センター

奈良市紀寺町 833 TEL 0742-26-3788

奈良県高田こども家庭相談センター

大和高田市大中 17-6 TEL 0745-22-6079

奈良市外に在住
の方はコチラへ



里親について知りたい

社会福祉法人 天理 里親センターなら

〒632-0018 天理市別所町 715 番地 3

TEL 0743-85-5567

✉ foster-support@welfaretenri.com

🌐 nara-satooya.com/【右記QR】

OPEN 月～土曜日 9～18時

*「里親センターなら」は、里親支援を包括的に行う、児童福祉法に定められた「里親支援センター」という種類の児童福祉施設です。



知っていますか？

“さとおや”
里親制度
Foster-Parent-System

「ともに、
暮らす。」



奈良市

子どもの幸せが目的

里親とは、さまざまな事情で家族と暮らせない子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育てる家庭のことをいい、子どもの幸せを目的とした制度です。



里親の数が足りません



社会が代わって育てる必要のある子ども達は、日本に約4万2千人いるといわれており、その多くが施設で生活しています。

奈良市には児童養護施設や乳児院といった施設が無く、また里親の数も、まだまだ多くはありません。

対象となる子どもたちは、住み慣れた地域から離れるえないのが現状で、奈良市内で里親育の担い手が、求められています。



子ども達のためにできること



⑩ 子どもを家庭に迎え入れることは簡単なことではありませんし、実際に里親として活動できる人は少ないかもしれません。

だからこそ、子ども達を取り巻く現状や、子ども達のために、懸命に取り組んでいる人がいることを、もっと多くの方に知ってもらいたい。



さあ、ページを開いて。あなたにもできることが見つかるかもしれません。

もっと詳しく！ Q & A

Q 里親をする人が単身の場合は？

A 単身でも里親登録ができます。もちろん奈良県内にもおられ、子ども達の養育に携わっていただいているいます。



Q 子どもが人の物を壊したら…

A 里親向けの賠償責任保険があり、子どもが誤って人の物を壊した際などに使うことができます。保険の加入は「奈良県里親会」への入会が要件です。



いろいろある里親のカタチ

一定の期間 ともに暮らす 養育里親

全国で最も多い里親。子どもが生まれた家庭に戻ったり社会自立する時まで、ともに暮らします。里親としての経験を積み、専門の研修を経て、「専門里親」に登録する人もおられます。



祖父母や 兄弟姉妹などの 親族里親

両親がいなくなってしまった時、子ども達の祖父母や兄弟姉妹といった親族が、里親としてともに暮らします。生活費などの補助もあります。



奈良市内の里親は37世帯（R6.4現在）で、子ども達のために里親登録世帯が増えるよう、啓発活動を行っています。

Q 経験者の話を聞いてみたい

A 里親になるための研修では、先輩里親の体験談を聞くことができます。また「奈良県里親会」のHPにも掲載されています♪
[narasatooya.jp/【右記QR】](http://narasatooya.jp/)



Q 費用の面が心配で…

A 里親登録は無料です。また、預かる子どもの生活費や教育費などは、児童を管轄する自治体（県or奈良市）から費用補助があります。



もっと知りたい方は、奈良市子どもセンターもしくは、「里親センターなら」までご連絡下さい（説明会開催中）。

里親の拡大版 ファミリーホーム

最大6名の子どもが暮らすことができます。専任の養育者に加え、補助スタッフも養育に参加します。

養子として 子どもを育てる 養子縁組里親

養子縁組を行って、法律上の親子となることを前提に、子どもを育てます。縁組には、家庭裁判所への申立てが必要になります。



週末や夏休みなどを ともに過ごす 週末・季節里親

施設で暮らす子どもに将来の家庭づくりに役立ててもらえるよう、週末や夏休みなどの短い期間、家庭に迎え入れる里親。「ふれあい里親」とも呼ばれています。



*里親さんの家庭でともに暮らす子どもの数は、1～4人（実子を含めて6名まで）です。